



三労発基0718第2号
令和5年7月18日

独立行政法人労働者健康安全機構
三重産業保健総合支援センター長 殿



三重労働局長
(公印省略)

「労働安全衛生規則第12条の5第3項第2号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習等の適用等について」の改正について

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、別添のとおり、令和5年7月4日付け基発0704第5号をもって厚生労働省労働基準局長より通達があり、令和4年9月7日付け基発0907第1号「労働安全衛生規則第12条の5第3項第2号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習等の適用等について」が一部改正されました。

つきましては、傘下会員事業場等に対する周知にご配慮を賜りますようお願い申し上げます。